

経営管理権集積計画（成島字豊ヶ峯 R3 第02号）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、
経営管理権集積計画を定める。

令和4年4月1日

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南部町成島 字豊ヶ峯	325	40	325	山林	0.0838	クヌギ	72					
2	南部町成島 字豊ヶ峯	333	40	333	山林	0.0145	スギ	67					
3	南部町成島 字豊ヶ峯	334	40	334	山林	0.2521	スギ	67					

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）	住 所（同上） 南部町長 佐野和広
権利を設定する森林の森林所有者（甲）	住 所（同上）

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



豊ヶ峯 R3第02号 位置図

